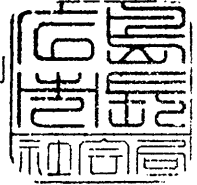


広社児第 226 号
平成 16 年 6 月 30 日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利
(社会局児童福祉課)



平成 11 年度包括外部監査結果報告に添えて提出された意見への
対応結果について (通知)

このことについて、別紙のとおり対応しましたので報告します。



監査の対象 委託料の執行状況

項 目 ひとり親家庭（寡婦）介護人派遣事業

主管課 社会局児童福祉課

意 見

適用基準が厳しく、派遣要請が長期にわたって低調になっている。
適用基準の見直しを検討されたい。

対 応 結 果

ひとり親家庭（寡婦）介護人派遣事業については、国の要綱改正に伴い、平成16年4月1日付けで、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」として要綱改正を行い、次のとおり派遣対象世帯の拡大を行った。

（拡大内容）

- 1 「ひとり親となって間もない世帯」を、「生活環境が激変して日常生活を営むのに支障が生じている世帯」に拡大した。
- 2 母子及び寡婦福祉法に規定する寡婦については65歳の年齢制限を撤廃した。